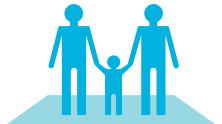


家財は意外と高額。あなたの保険金額は十分ですか？



専有面積が60㎡で
大人2人 子供1人
世帯主30歳のご家族の例

家財の合計600万円！

家財って何？

- 衣類（スーツ、下着、コートなど）
- 台所用品（冷蔵庫、電子レンジ、炊飯ジャー、食器、調理器具など）
- 家電製品（テレビ、DVDプレーヤー、パソコン、洗濯機、掃除機など）
- インテリア・家具（タンス、机、ソファ、カーテンなど）
- 趣味用品（ゴルフ用品、スキー用具、ゲームソフト、書籍など）
- その他、日用品など

家財の損害は再取得価額に基づいて保険金をお支払いしますので、万一の場合、損害保険金だけでもとどおりになります。

■家財保険金額の決め方（契約タイプの選択）

ご契約にあたっては、家財の再取得価額の目安に基づいて、200万円から1000万円の間で契約タイプをご選択いただけます。

家財保障につきましては、家財保険金額が保障の上限となり、実際に存在する家財の再取得価額に不足していると、

万一の場合に十分な保障が受けられない可能性があります。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、

実際に存在する家財の再取得価額を超えて家財保険金額をお決めいただいても無駄になります。

家財の再取得価額は、借戸室の広さを目安にお決めください。

家財簡易評価表				
借戸室の広さ(専有面積)	30㎡未満	30～50㎡未満	50～80㎡未満	80㎡以上
参考間取り	1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK	4K、4DK、4LDK
家財の再取得価額の目安	～500万円	250～800万円	300～1000万円	500万円～



地球環境保護のため、保険証券の発行省略をおすすめしています。

ご契約内容はインターネットで24時間365日ご確認いただけます。紙の保険証券発行を省略し、紙の使用量を削減することで、森林資源の保全や地球温暖化防止に貢献することができます。

※削減された経費の一部は植林プロジェクトに活かされています。



神奈川県「湘南国際村めぐりの森」

インターネットによるご契約内容の確認イメージ

詳しくは「契約者さま専用ページ」に関するご案内または『満期および更新のご案内』をご覧ください。



東京海上ミレア少額短期
東京海上ウエスト少額短期
賃貸 マンション アパート 一戸建住宅 にお住まいの方専用保険

がお届けする



賃貸住宅の暮らしに
安心をお届けします

マモッティ

賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対処できる

新 お部屋の保険

「新・お部屋の保険」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。



TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

2018 年4月版

- このリーフレットは、賃貸入居者総合保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件、保険金を支払わない場合、ご契約手続、その他この保険の詳しい内容は弊社または取扱代理店へご照会ください。
- ご契約者と被保険者（保障を受けられる方）が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願いいたします。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。
ご不明点がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。
- 賃貸入居者総合保険の保険期間は1年もしくは2年で、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社は東京海上グループの一員であり、少額短期保険業者です。



TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー35F 〒220-8135
<http://www.tmssi.co.jp>

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

大阪市淀川区宮原4-1-9
新大阪フロントビル11F 〒532-0003
<http://www.twssi.co.jp>

（引受保険会社および共同保険の幹事保険会社につきましては保険証券等の記載でご確認ください）

D255 (4)

	東京海上ミレア少額短期 http://www.tmssi.co.jp	東京海上ウエスト少額短期 http://www.twssi.co.jp	※弊社ホームページでも各種お手続きをご案内しております。
もし事故にあわれたら… 事故受付センター	☎ 0120-811-333	☎ 0120-018-505	受付時間／24時間・365日 ・受付後は、以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。 営業時間／平日 9:30～17:00 ・土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。
お引越しをされたら… お客様コールセンター	☎ 0120-670-055	☎ 0120-004-593	受付時間／平日 9:30～17:00 ・土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。 ・お引越しの場合は、借戸室の変更または解約などのお手続きが必要です。解約により保険料を返還できる場合がありますので、お早めにご連絡ください。

解約の場合の返還保険料の計算方法

保険契約を解約（保険契約者による解除）される場合の返還保険料は、次の算式のとおりです。計算結果に10円未満の端数がある場合には、1円の位を四捨五入して10円単位とします。

返還保険料 = (保険料－2,000円) × $\frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}}{\text{保険期間(月数)}}$

*注1 保険初期費用（保険契約の締結などに要した費用）
*注2 「保険期間開始日から解約日までの月数」は、1か月未満の端数は1か月に切り上げます。例）保険期間開始日から、6か月と10日で解約する場合は、7か月となります。

新 お部屋の保険

賃貸住宅でのくらしをサポートします。

このリーフレットは各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。



1

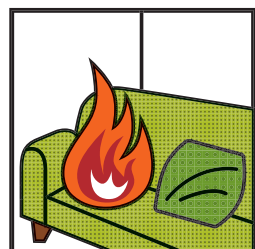
家財保障 (家財保険金)

借戸室内に収容される被保険者所有の家財が、次の1から10までの事故によって損害を被った場合に、家財保険金を支払います。

※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、借戸室内においてレンタルしている福祉用具（介護ベッド、歩行器など）も家財として保障します。

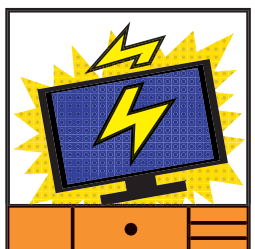
1

失火や
もらい火などによる
火災



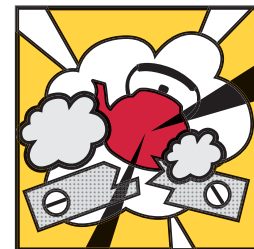
2

落雷



3

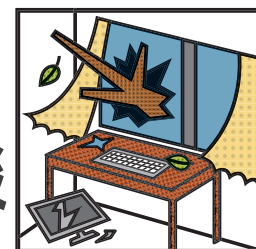
ガス爆発などの
破裂・爆発



4

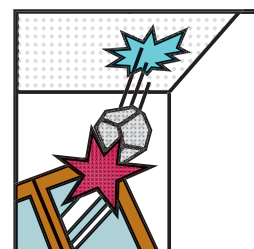
台風・豪雪などの
風災・雪災・雹災

※自己負担額5千円(注)
(注) 損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。



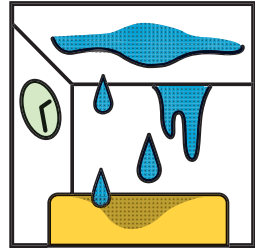
5

建物外部からの物体の
**落下・飛来
衝突・倒壊**



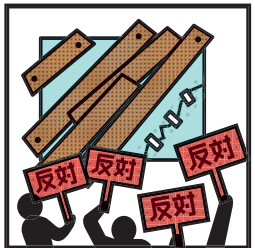
6

他人の戸室や給排水
設備に生じた事故による
水濡れ



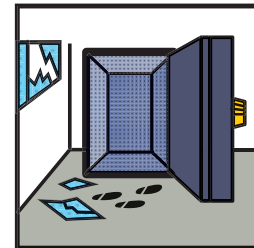
7

**騒乱
労働争議**など
の際の暴力行為・破壊行為



8

窃盗・強盗などの
盗難

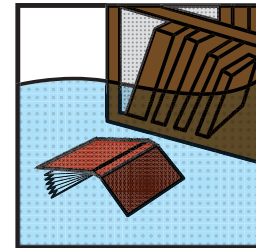


現金の盗難は20万円限度、預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度、1回の事故につき100万円限度

9

床上浸水などの
水災

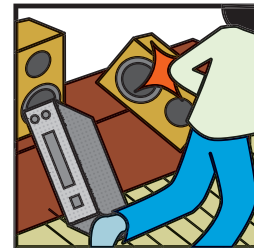
家財保険金額の10%が限度



10

不測かつ突発的な
事故による家財の
破損・汚損

1回の事故につき50万円限度
※自己負担額3万円



2

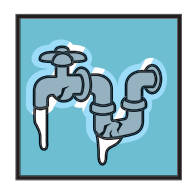
修理費用保障

次の①から③に該当する事故により、被保険者が賃貸借契約に基づいてまたは緊急的に借戸室の修理費用を負担した場合

- ① 1から9のいずれかの事故による損害が発生した場合(100万円限度)
- ② 借戸室内での被保険者の死亡により借戸室に損害が発生した場合(30万円限度)
- ③ 借戸室専用水道管に生じた凍結により損害が発生した場合(10万円限度)



盗難による
ガラスの破損



凍結による
専用水道管の破裂

3

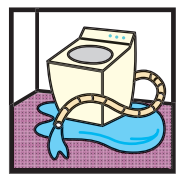
家主さんに対する賠償責任保障 (入居者賠償責任保障)

次の①から③に該当する事故により、借戸室が破損した際、被保険者が借戸室の使用または管理についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ



不注意で起こした
火災



洗濯機のホースが外れ、
借戸室が水濡れ

※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、被保険者が心神喪失により責任能力を欠く状態で加害事故を起こした場合、監護者の損害賠償義務についても保障します。

賠償責任保障

他人に対する賠償責任保障 (個人賠償責任保障)

次の①から②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合

- ① 借戸室の使用または管理に起因する事故
- ② 被保険者の日常生活に起因する事故



階下の戸室に与えた
水濡れ損害



買い物中に誤って
店頭の商品を壊した

4

各種費用の保障

臨時宿泊費用

1室1泊につき3万円限度(14泊限度)かつ、
1回の事故につき20万円限度

家財保険金が支払われる場合で、その事故により電気、ガス等の供給停止や排水設備の使用不能の結果、借戸室に居住できなくなったため、やむをえず一時的に有料宿泊施設を利用した場合



被災転居費用

(1回の事故につきそれぞれ20万円限度)
① 転居先の賃貸借契約に必要な諸費用
② 転居先への引越費用

家財保険金が支払われる場合で、その事故により借戸室または借戸室が属する建物に半損以上の損害が生じ、当該借戸室に居住できなくなった結果として支出した場合



残存物取片づけ費用

1回の事故につき家財保険金の10%限度

家財保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の取りこわし、搬出、清掃に必要な費用が生じた場合

失火見舞費用

被災世帯数に10万円を乗じて得た額。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%限度

借戸室から、火災、破裂・爆発が生じ、他人の所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合

地震災害費用

1回の事故につき20万円

借戸室の属する建物が地震、噴火またはこれらによる津波で全損となり、家財も全損となった場合

